医療法第113条第１項の指定に係る業務があることを証する書類

１．地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させる必要があることについて

|  |
| --- |
|  |

※下記の事項について具体的に触れながら、Ｂ水準の適用が必要となる理由を記載のこと。

・救急医療機関等としての地域における役割

・救急患者の受入れ状況

・救急医療等に従事する医師の体制

・宿日直許可の取得状況

※業務の内容が「第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合は、当該業務が「公共性と不確実性が強く働くものであること」または「特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供するものであること」についても記載のこと。

２．年間救急車受入台数及び年間での夜間・休日・時間外入院件数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和　年 | 令和　年 | 令和　年 |
| 年間救急車受入台数 | 件 | 件 | 件 |
| 年間での夜間・休日・時間外入院件数 | 件 | 件 | 件 |

※様式１で選択した業務の内容が「第１号　救急医療」の場合のみ記載のこと。

※直近３年分について記載のこと。